

独日のナショナル・リベラリズム的国民国家観の比較研究試論

—M・ウェーバーと吉野作造の所説を中心として—

安世舟

- 1、はじめに——後発国民国家の問題性
- 2、M・ウェーバーの国民国家観と従属民族に対する態度
- 3、吉野作造とM・ウェーバーの接点と両者の政治思想的座標軸のずれ
- 4、吉野作造の国民国家観と従属民族に対する態度
- 5、おわりに

1、はじめに——後発国民国家の問題性

二〇世紀は国民国家の時代であると言われている。国民国家は一九世紀中葉の世界では英米仏の三カ国しか存在していなかった。その後、これら国民国家をモデルにして細胞分裂の如く、その数が増え、今日、国連に加盟している国民国家と称するものの数は一八五を数える。しかし、二〇世紀の七〇年代から経済・情報のグローバル化が始まり、ようやく国民国家の限界が語れるようになった。労働力商品としての人間も、経済のグローバル化や国際化と共に、国境を超えて自由に移動できるようになると共に、文化共同体としての民族を基礎とする近代国民国家はその存在基盤が脅か

されるようになつた。各々の文化共同体を権力によつて守り、発展させるための政治組織として登場した国民国家は、今や、異質の文化を持つ他民族の流入という事態に直面して、国内においてその独自の文化を権力によつて守り通すべきなのかどうかの決断を迫られている。移民国家のアメリカやカナダ等は文化多元主義を取つて国民のアイデンティティの基礎としての文化については開かれた考え方を取り、新しい時代に対処しようとしているが、この文化多元主義に対する反動としての、国家内の支配民族を意味する「国家民族」(Staatsvolk)のナショナリズムの復活に直面している。一方、ドイツやフランスなどでは、移民制限の措置を取り、国家民族のナショナリズムに一定の譲歩を示す姿勢を取り始めている。とはいへ、あと数年後に二一世紀を迎える今日、国民国家は確実に時代の波に洗われつつある。

現在、ヨーロッパでは、次のようなジョークが囁かれているという。二一世紀においてヨーロッパには幾つの国家が残つてゐるだらうか、と言う質問に対して、その答えは、八つである、と言うジョークである。一つはEUであり、残りの七つは旧ユーゴスラビアを構成していた各国である。このジョークの意味するところは、二一世紀には国民国家としての長い歴史を持つ国々は、経済と情報の国際化が加速されて、経済的地域統合化と文化の共有が進み、ナショナリズムを克服して連邦国家へと進み、他方、長い間、その民族的アイデンティティーを否定され続けてきた少数民族は、遅ればせながら、彼らの文化を権力によつて守り発展させようとするナショナリズムを高揚させる二極分化の現象が起こるであろうと言う事態を予測しているものとみられよう。

二一世紀において民族と国家のあり方はどのように変わつてゐるのだろうか。その答えは、英米仏のような先進的国民国家との比較において、ドイツや日本のような後発国の国民国家のあり方を探る中に見出せるのではないだろうか、と考えるものである。というのも、ドイツや日本のような後発国においては、国民国家の成立過程において民族と国家の関係が先進的国民国家のそれと比較して極めて明確な形をとつており、従つてその関係を解明することによつて二一

世紀における民族と国家のあり方が、ある程度、透視できるのではないかと思われるからである。

国民国家はその成立過程から見て、大きく二つに分類することができる。一つは、資本主義經濟の成熟と共に成立した市民社会の自己支配、すなわち、市民社会の担い手のブルジョアジーの民主主義としての自由主義の実現形態としての国民国家である。それは、市民革命を経て成立した英米仏のような先進的国民国家を指す。もう一つは、市民革命の成熟を待たずに、資本主義經濟の世界体制化に伴つて英仏等の先進的国民国家によつて世界が分割されるという帝国主義時代の開幕に際して、これら強国に対抗する権力政治の論理から、文化共同体としての民族を権力を持つて守り、かつ發展させる政治組織としての国民国家を既存の支配層の半封建的大土地所有階級の軍事力によつて短期間の内に作り出された非民主的な国民国家である。その典型は、ドイツや日本において、一八六〇年代末から七〇年代初めにかけて成立した半立憲主義的な軍事国家である。これらの後発国のドイツや日本は、国民国家を成立させた後に、「富國強兵」、「殖産興業」というスローガンを掲げて上から資本主義經濟の溫室的育成に努めた。その結果、ブルジョアジーが台頭することになった。その後、資本主義經濟の發展と共に、次第にその力を強化させて来たブルジョアジーは經濟の実権を掌握すると共に、それと平行して、國家の政策決定権を大土地所有階級から奪取すべく、彼らの民主主義としての自由主義的政治改革を主張し始めた。その際、彼らは、権力闘争を常態とする國際政治の中で自國の対外的發展としての帝国主義を主張し、それをより効果的に実行する国内政治体制として、国民の自發的協力を引き出せるような議会制民主主義の確立と選挙制度の民主化という自由主義的政治改革を要求したのであつた。さらに、彼らは、国民をその情緒面においても国家に向けて統一させるナショナリズムを主張した。こうした後発国のブルジョアジーの政治的主張は、英米仏の自由主義と区別して、ナショナル・リベラリズム（国民的自由主義）と称されている。先進的国民国家においては、絶対主義体制の下で、まず初めに、文化共同体としての民族が先に形成されていた。この民族の形成過程は、他

面、資本主義經濟の全國的確立過程でもあつた。そのため、民族はその指導階級のブルジョアジーの文化によつて統一され、その後、その自己主張としての民主主義、すなわち民族＝市民社会の支配としての民主主義革命が遂行され、ブルジョアジーの國家としての國民國家が成立した。そもそも、民族がその獨自性を権力を持つて自己主張しようとする時、それは、國民（Nation）となる。ちなみに、民族が國民となり、彼らの國家を持とうとする運動やその主張を、通常、ナショナリズム（Nationalism）という。先進的國民國家の場合、民族の自己支配としての民主主義の確立が他面、ナショナリズムの政治的行動であつたため、デモクラシーとナショナリズムは一体的であり、かつ盾の両面の関係として同時に進行し、ナショナリズムはデモクラシーの陰に隠れてその姿を見せない場合が多い。従つて、國民國家の國民の実体をなす民族は文化共同体といふ側面よりも、むしろ政治的運命共同体としての側面が全面に出ているのである。⁽¹⁾

これに反して、ドイツや日本のような後発国では、市民社会が成熟していないために、その扱い手のブルジョアジーによる文化的統一がなされてはおらず、人種的共通性とか言語や宗教の共通性という共同体意識に基づいて存在する所与の文化共同体としての民族を権力によつて守り、發展させる政治組織としての近代國家を、他の先進的國民国家との対抗の中で確立して行つたために、ナショナリズムはデモクラシーと切斷された上に、近代國家の確立のリーダーシップをとつた大土地所有階級の文化によつて統一された民族の國家化という形で現象することになった。それは、國家主義、國權主義、國粹主義と訳される内容のものであつた。この場合の民族は、過去の封建的遺物を一杯詰め込んだ、さらに過去の追憶を含めて様々な思い出を共有する文化共同体といえる。そしてこの所与の民族が國民の実体をなすが故に、後発国の國民国家の國民は、國家民族を中心とする文化共同体の側面を色濃く反映したものとなる。それに対し、先進的國民国家の國民は、言語、宗教などの文化の共通性に基づく共同体意識によつて結びついた文化共同体を基盤に

しながら、それよりもむしろ国家がその実現を目指す普遍的な政治理念を共有する政治的運命共同体に限りなく近くなる。

以上見てきたように、先進的国民国家と比較して、後発国の国民国家の場合、国民が限りなく文化共同体に近い民族ということになる。そしてその民族を権力を持つて守り発展させるための政治組織として確立された「国民」国家においては、民族と国家の関係は、英米仏のような先進的国民国家と比べて、非常に明確である。従って、民族と国家の関係を考えていく場合、後発国の中の国民国家のあり方を探る方が先進的国民国家よりもはるかに有効であることが、以上の論述によつて明らかであろう。

本稿では、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてようやく帝国主義が本格的に始動した時期に、ドイツと日本において、国内の自由主義的改革を主張した二人のナショナル・リベラリズムの代表的政治思想家の国民国家観と、その国民国家の対外的発展としての帝国主義やそれから帰結する従属民族に対する態度を比較考察することによつて、民族と国家の関係について考える手掛かりを探ろうと思う。二人の政治思想家とはマックス・ウェーバーと吉野作造である。第二次大戦後、西ドイツでは、ナチス独裁を生み出した過去と対決して、英米仏のような自然法的な社会契約説に基づく民主主義国家の建設を目指す中で、過去のドイツにも民主主義の伝統があれば、それを探し出し、それを生かそうとする動きがあつた。その過程の中で、第一次大戦末期までドイツ帝国の民主化を主張し、かつ世界で最も進歩的で民主的と言われたワイマール憲法の起草者の一人でもあつたマックス・ウェーバーが発見された。こうして、彼は西ドイツにおける民主主義の精神的父とみなされるようになつた。⁽²⁾一方、日本では、第一次大戦中、大正デモクラシー運動の理論的指導者であった吉野作造も、第二次大戦後の日本国憲法の下での民主主義の精神的父として評価される共通性を持つており、従つて、この両人の政治思想を上記の問題関心に係わるところだけを取り出して比較検討して、両国の国民

国家のあり方の違いを明らかにし、同時に、民族と国家の関係の特殊性を探ることによって、二一世紀における民族と国家についてアプローチする手掛かりが得られるのではないかと考えている。

(1) H・ヘラー著・安世舟訳『ドイツ現代政治思想史』(一九二五年)、お茶の水書房、一九八一年、二二頁一二四頁、一四三頁一一四四頁、一五五頁。

外国の文献で、邦訳のあるものについては、このように、邦訳のみを用いる。その際、原典の出版年度は、書名の後の括弧の中に入れる。

(2) W・モムゼン著・安世舟・他訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 一八九〇一一九二〇』(一九七三年)II、反批判・最新のマックス・ヴェーバー解釈の若干のものについて、未来社、一九九四年、七三九頁。

2、M・ウェーバーの国民国家観と従属民族に対する態度

一八九〇年を前後してドイツ資本主義経済の独占段階への移行と共に、経済の支配権を掌握した大ブルジョアジーは、それまで差し控えていた政治的支配権の要求をようやく主張するようになり、国家における政策決定権を巡ってユンカーレと対立するようになった。資本主義経済の高度化と共に、東エルベ地方では、ユンカーレは農業経営者として、より競争力のある農産物を世界市場に向けて生産すべく生産コストの削減に努め、その結果、労働賃金の安いポーランド人労働者を雇用するようになった。職を奪われたドイツ人の農業労働者は西へと移住を始め、東エルベ地方におけるポーランド人の割合は日増しに高まつていった。

周知のように、ポーランドは、一七七二年から三度に亘つて、ロシア、オーストリア、プロイセンの三国に分割されていた。ポーランドの西部地域はプロイセン王国に編入され、プロイセン王国はいわゆる民族問題を内に抱え込んでい

たのである。ドイツ帝国は、ドイツ・ブルジョアジーの多年の念願であつたドイツ民族の国民国家として一八七一年に成立した。言うまでもなく、国民国家においては「国家民族」はその文化を国民国家の版図内の他の異質の住民に強要する同化政策を展開する。とりわけ、文化の中核である言語の使用が国家権力によつて上から強制された。プロイセン・ドイツでも、ポーランド人に対するドイツ語使用が強制され、長い間抑えられていた民族問題が表面化し始めた。一八九〇年代に入つて、ユンカーレの経済的利益のために安い労働力の確保が不可欠となり、ロシア領に住むポーランド人の東エルベ地方への流入は増大する一方であつた。そして、それはついに政治問題化して行つた。

M・ウェーバーは、一八九五年、フライブルク大学教授就任講演『国民国家と経済政策』⁽¹⁾で、この問題を取り上げ、その国民主義的信条を告白したことはあまりにも有名である。ポーランド人問題は、彼にとって、世界政治の状況を全体として解明するための出発点であつたという。彼は、ドイツ東部で展開されているドイツ国民の減少化過程を生活圈と自決を巡る諸国民間の永遠の闘争の鮮明な事例とみなした。彼は、「我々が子孫に餓として与えるべきものは、平和や人間の幸福ではなく、我が国民的特性を護持・育成するための永遠の闘争である」⁽²⁾と主張して、ドイツ民族の国民国家としてのドイツ帝国を、苛烈なパワー・ポリティクスを常態とする世界政治の中で維持することが政治問題を考える際の究極的価値であり、この価値を実現するために、ドイツ帝国は「権力国家」であらねばならないと言う信念から、ポーランド人問題に対して、次のような解決策を主張した。ユンカーレの利益政治的観点からではなく、ドイツ国民国家の護持という国民主義的観点からこの問題を処理すべきである。すなわち、ポーランド人の出稼ぎ労働者に対して東部国境を閉鎖すること、次に、東部における最大級規模での内地植民化を組織的に進めることが提案した。⁽³⁾ 彼は、ブルジョアジーの支配する、英仏のような先進的国民国家を理想しながら、ビスマルクの優れた政治的リーダーシップの下でプロイセン王国の軍事力によつて作り出されたドイツ帝国を、自由主義的民族統一運動の国民主義的諸目標の完全

な実現とみなし、それを権力政治的に維持することをドイツ政治の最高価値とみなしていたのである。彼は、この立場から、一八九〇年以降、ウィルヘルム二世の「世界政策」を大衆の間に宣伝し、その支持者を広めるための大衆政治団体として生まれた国粹主義的な「全ドイツ協会」にも、一八九三年に加入していた。⁽⁴⁾

彼のライブルク大学教授就任講演や「全ドイツ協会」への加入等から見て、一八九三年から一八九八年の発病に至るまでの間のウェーバーを評して「野蛮な排外的愛国主義者」、「狂信的なボーランド人憎悪者」であるという非難が左翼から投げつけられていた⁽⁵⁾。しかし、彼の反ボーランド人的態度は、民族的偏見から出たものではなく、ユンカーリ益政治の帰結たる東部地方でのボーランド人の流入に対し、ドイツ国民国家の維持・発展という国民主義的観点からの反対であった。彼は、東部におけるドイツ的特性を維持するための、ドイツ化政策、つまり同化政策を口にしたことには決してなく、東エルベのボーランド人を直接の標的とするのではなく、ドイツ的特性に有利となるように、経済的な構造変化を引き起こす経済的措置を取ることが望ましいと考えていたのである⁽⁶⁾。このように、ウェーバーが政治的活動を始めたその初期においては、彼にとって国民やドイツ国民国家の権力的地位が究極的価値であり、この究極的価値にそれ以外のあらゆる政治的目標を従属させていたのであった。

一八九八年、発病し、大学教授職を辞し、療養に努めることになる。そのかいあって幾分回復した一九〇四年にアメリカ旅行を終えた後、再び学問的活動を再開することになる。この時期から、彼の国民国家観において変化が見られる。それは彼の国民概念の変化の中に読みとることが出来るのである。

ウェーバーは、一八九九年以前においては国民概念の構成において「人種または言語という所与の客観的要因」を重視していた。もつとも、自民族至上主義的（völkisch）国民觀とは係わりがないが、諸民族の文化的水準の相違を重視し、東部地域におけるポーランド人の増加傾向に断固として反対していたのであった。しかし、アメリカ旅行で移民国

家の現実をつぶさに観察することが出来た。そして翌年の一九〇五年にロシア革命が勃発して、彼はそれについての二本の論文を書くが、この時期から、彼の国民概念の規定において、初期の客観主義から主観主義への変化が見られるようになるのである。

彼は、社会学者の鋭い観察眼によつて、国民意識が人種または言語という所与の客観的要因に依拠するものでは決してないことをすぐにも見抜き、ある集団の人種的な共同体意識は、人種的同質性に基づくことは實際上は稀であり、そのような同質性の存在を主観的に確信することによってのみ形成されるものであること、そしてそのような人種的な共同体信仰はどこにあっても、まずは共通の政治的運命を通じて、また同一の政治的共同体への帰属を通じてもたらされるのが常であつて、客観的な人類学的類型によるものではないことを強調するようになった。こうして、ウェーバーは、國民を言語共同体として定義するヘルダーに反対し、人種ないしは言語という客観的な特質に準拠した國民概念を原則的に放棄し、主観的に國民の一員であることを自覚し、それを行動で示す各市民はその出自を問わずすべて國民とみなすという、「英仏のような」西歐的な國家國民 (Staatsnation) の考え方へと大きく接近して行つたのである。このように、ウェーバーが辿り着いた主観的な國民概念は、ルナンの定義に従うならば、「日々の人民投票」と呼ばれるものである。⁽⁹⁾ この主観的共同体意識は、それが自分の国家に向けられる場合に、國民意識となる。ウェーバーにとって、この国民的共同体意識が決定的に重要になつたのである。この点で、彼は、実質的に、一国内部でのみ見られるルナンの民主的な國民概念を大きく踏み越えていたのである。なぜなら、彼にとって、國民意識の成立に際して、他の政治的統一体に対する、ある政治的統一体の権力政治的な運命が決定的である、と感じられていたからである。「共通の政治的運命、生死を懸けて共に戦つた政治闘争（！）」がある人間集団を國民とする。これに対して、人種的、言語的、宗教的、あるいは文化的同質性という主観的確信は、第一義的であつて、國民意識の發展にとつて決定的なものは、自国の

権力政治的な運命への自覺的参加である、と考えられるようになつたのである。⁽¹⁰⁾

このように、ウェーバーは、確かに、アメリカ旅行を前後して、国民を政治的運命共同体とみなすようになつたが、しかし、英仏の国民は民族という市民社会の政治的自己主張が契機となつて政治的運命共同体意識を持つようになつた人々の集合体であつたのに反して、ウェーバーの場合、遅れて世界の分割に参加した後発帝国主義的国民国家などが英仏などの帝国主義国家との権力闘争の中で自国を守るという権力政治的意味での政治的運命共同体として、国民が解釈されていたのであつた。つまり、ウェーバーにおいては、国民と国民主義的な権力国家とは同一物の両面であつたのである。ところで、彼が、一九〇四年以降、このように国民を政治的運命共同体として捉え直すようになると共に、注目すべきことは、ポーランド人に対する態度においても、変化が見られるようになつたのである。また、世紀の転換期の国際政治の展開とそれに対応するドイツ政治の再編も、彼の国民概念の修正に大きく作用したと見られる。

一八九〇年、ビスマルクの退場後に始まつた国家の政策決定権を巡るウンカート独占ブルジョアジーのヘゲモニー争いは、一八九八年から一九〇二年にかけて実現された高保護関税政策と艦隊政策を両軸とする「結集政策」によつて独占ブルジョアジーのヘゲモニーの確立という形で支配ブロック内の権力闘争は妥協的に解消し、新しく再編された支配グループは一丸となつて世界の再分割を目指す帝国主義的対外膨張へと乗り出すことになつた。⁽¹¹⁾ 帝国主義はその必然的帰結として戦争に至るが、各國は國家の総力を傾けてその雌雄を決する権力闘争としての戦争に勝ち抜くために国民の総力を戦争に動員できる政治体制を構築せざるを得なかつた。すなわち、国民一人一人が自己の運命と国家のそれとを同一視し、一体的に考え方行動するよう仕向けるために、ウェーバーが言うように、「国民に「自国の権力政治的な運命への自覺的な参加」を促すシステムを構築することが緊急の課題として提起されたのである。それ故に、半立憲主義的なドイツ帝国でも、国民の政治への参加を促す自由主義の実現をある程度行わなくてはならなくなつた。つまり、外

へ向かっての帝国主義を実現するために、国内の自由主義的改革を実現しなくてはならなかつた。広範な勤労大衆に犠牲を強いる高保護関税の導入によつて得た資金で没落しかけたウンカーの経済的地位を救うと同時に、軍備拡大の艦隊建造を行い、かつそれによつて独占ブルジョアジーの経済的利益をも保証する一石三鳥の「結集政策」を実現するため、支配ブロックは帝国議会でその政策実現のための多数派形成において国内の自由主義改革を要求するブルジョア左派政党の要求にある程度譲歩しなくてはならなかつた。こうして、第一次世界大戦前に、ドイツでは、外へ向かっては帝国主義、内においては社会政策と自由主義的改革がペアになつて実現されることになつたのである。⁽¹²⁾ ブルジョア左派の理論的代表者としてのウェーバーは、まさしくその主張においてこうした帝国主義段階の国民主義的自由主義を代表していたことは言うまでもない。

M・ウェーバー政治論研究の第一人者であるモムゼンによると、ウェーバーは、ドイツ国家と、そして国際政治的抗争の中にある自国の権力政治的運命に关心を向けていけば行くほど、ポーランド人に対する態度において穩健化して行つたという。ウェーバーのポーランド人に対する態度に根本的変化が見られるのは、一九〇五年の第一次ロシア革命勃発以降である。彼は、ロシア革命の展開の中で、ロシアの自由主義者達がロシア支配下の旧ポーランド地域に完全な文化的自治を認め、諸民族地域からなる包括的連邦へとロシア帝国の再編成を主張していることを知つた。⁽¹³⁾ これは、彼にとって衝撃であつた。もし、ロシア革命が成功し、自由主義者の方で、ロシア帝国が完全な自治権を持つ諸民族の連邦国家に再編された場合、それが対外的に示す力は、測り知れないぐらい大きいものであることが推察されたからである。このロシアの自由主義者達の主張がドイツとオーストリアの支配下に分割・統治されているポーランド人にも伝わり、両国を内部から弱体化させ、それによつて、とりわけドイツは権力政治的に巨大な損失を蒙ることになることは必至である。ウェーバーは、直ちにロシアの自由主義者に見習い、それに対抗する意味で、民族的少数派の利益は、大幅な文

化的自治を付与することによつて、国民主義的な権力利益と最も良く一致させられるという確信を持つに至つた。こうした確信から、彼は、一九〇八年、プロイセンにおけるポーランド人の土地収用やドイツ語使用の強制に反対する態度を示すようになつた。⁽¹⁴⁾ そして、第一次大戦中、ウェーバーは、プロイセンに住むポーランド人に文化的自治を付与すべしと熱心に説き、ポーランド人との誠実な協調を求めた。また、個々の民族に局地的な居住地域を限定することが可能なのかどうか、またドイツ人入植者をポーランド王国からドイツへ自由意志で住み替えさせ、そしてその逆のケースを実行することによつて、言語問題の解決は促進されるのかどうか、これらの点を、彼は検討した。彼の考えでは、ドイツ国家の外政上の利益から、文化的自治に基づくポーランド人と誠実な態度を持つて和解する政策が絶対に求められるべきである、と次のように主張した。「国家は、当然に、もっぱらその中の有力な民族の利益にそつてのみその利益を追求するという意味での『国民国家』である必要はない。国民国家は、多くの民族の文化的利益に仕えることが出来るし、その中の有力な民族の固有の利益が良く理解されているならば、そうした政策からはその民族も同様に利益を受けることが出来る。」⁽¹⁵⁾

このように、ウェーバーは、権力政治が激化して帝国主義戦争へと突入するや、ドイツの帝国主義政策を成功させるために、ポーランド人に対して文化的自治を認め、さらに大戦末期には「中欧」帝国構想の中では民族的自治まで認める方向へその態度を変化させて行つたのである。こうして、ウェーバーは、国家の主要な基礎である文化共同体としての民族の文化を相対化する方向へ進んでいたのである。⁽¹⁶⁾

ウェーバーは、以上述べたように、アメリカ旅行を前後して、そして第一次ロシア革命を見て、その国民概念において決定的に客觀主義から主觀主義へとその捉え方を変化させていた。一方、彼は、一九一八年末、敗戦と革命によつてドイツ帝国が崩壊するまで、貫してウイルヘルム二世の「個人支配」とそれを支える官僚政治を批判し、帝国主義政

策をより効果的に遂行する国内政治体制としてイギリスのような立憲君主主義的な議会制民主主義国家への改革を要求して、ドイツ政治の自由主義的改革の更なる実現を求める論陣を張った。この点を見る限り、彼は、確かに、ドイツにおけるリベラル・デモクラシーの実現のために奮闘した「民主主義の精神的父」とみなされようが、しかし、彼の主張する国内の民主化の要求は、世界的抗争の中でドイツ帝国の権力的地位を高めるための必要から打ち出されたものであったので、外政優位の自由主義的政治改革論といえよう。とりわけ、彼は、英米仏などの先進的国民国家の精神的基礎となっている自然法的社會契約論を全面的に否認していた。⁽¹⁷⁾なぜなら、長い間、権力から疎外されていたブルジョア左派に属するウェーバーは、現實政治を醒めた眼で距離を置いて見るばかりでなく、それに輪をかける形で社会学者として、さらに一層醒めた眼で世界を考察していく、そもそも普遍的理念に対しても、ニーチェの影響を受けて批判的な立場を取り続けていたからである。⁽¹⁸⁾その結果、彼は、闘争を人間存在の基本的なカテゴリーとして肯定し、かつ政治の本質を権力闘争と見ていた。彼は、権力を巡る闘争は民族の国家組織における基本的要素であるに止まらず、あらゆる文化生活そのものの基本的要素である、と考えていた。それ故に、彼は、信念倫理に基づく平和主義や、キリスト教的博愛思想から労働者の社会問題の解決をはかるうとするフリードリヒ・ナウマンを指導者とする「国民社会派」に対して終始批判的姿勢を崩さなかつた。⁽¹⁹⁾第一次大戦中、彼は、自分のことを次のように評していた。「政治というものを、私は、何時も国民主義的觀点からのみ見ておりました。対外政策だけでなく、あらゆる政治一般についてもそうでした。」⁽²⁰⁾ 彼のこうした國民主義的感情は、いわばドイツに対する信仰の形を取り、生涯、それを持ち続けたのである。従つて、彼は、ドイツ人の国民国家を國際的権力闘争の中で維持・発展させるための権力政治とその帰結としての戦争をむしろ肯定し、それにドイツ国が勝ち残ることを望み、そのために、彼はその持てるあらゆる精力を傾けた。言うまでもなく、彼は、第一次大戦を歓迎した。この戦争が何よりも、ツアーリズムに対する祖国防衛戦争であり、それまで「反国民

的」態度を取り続けてきた社会民主党までもが戦争に協力する姿勢を示すに至つて、全国民が一丸となつて、ドイツ国の権力政治的地位の向上のために戦うことが出来たことを喜んだ。彼は、それまで主張してきた国内の民主化の要求を、今や、国民主義を受け入れた労働者階級が自国の権力政治的運命への自覺的参加を促進させるためにも必要であると、さらに強く主張するようになった。

一九一八年末、ドイツ帝国は敗戦と革命によつて崩壊した。しかし、それによつて、ウェーバーの政治的価値体系は些かも揺らぐことはなかつた。国民と、その世界における権力的地位が、彼にとつて変わることなく、一切の共同体関係的行為が方向付けられるべき究極の政治的価値であつた。こうした立場から、彼は、退位した君主に代わつて、ドイツの中心に下からの国民の民主的正当性に依拠する人民投票型大統領を据えた新しい民主主義政治体制の確立を主張した。⁽²¹⁾ 他方、ドイツのみに戦争責任を押しつけ、さらにその国家としての存在そのものの抹殺を企てているとしか思われないヴェルサイユ条約に強く反対した。⁽²²⁾ しかし、戦争終結の主導権を握つたアメリカのウイルソン大統領によつて「無併合・無賠償・民族自決主義」という新しい国際秩序の原理が主張され、そしてそれに基づいて国際協調主義体制が成立し、国際政治においても権力政治は表面的には否定される方向へと進んでいた。また、国内でも、国際連帯主義と平和を唱える社会民主党主導の政権が誕生し、それまで支配的であった権力政治的思想が一時的に後退して行つた。

一九二〇年六月、ウェーバーは五六歳で失意の内にその生涯を終えるが、その年の一月、ミュンヘン大学の学生に次の言葉を送つてゐる。「ドイツを昔日の栄光に復帰させるために、私がなおも政治に携わることが出来るならば、私は地上のあらゆる権力とも、また悪魔の化身ともきつと手を結ぶことであろう。但し、「ウイヘルム二世やルーデンドルフのような愚か者の権力とは手を結ぶことはないであろう。」現実政治家ビスマルクの権力政治的意志をドイツ・ブルジョアジーが受け継ぎ、ビスマルクが見事権力政治によつて作り出したドイツ帝国の権力的地位を維持し、発展させ

ることを最高の政治的規範とみなしていたウェーバーは、このビスマルクの作ったドイツ帝国の崩壊後も、このように、その国民主義的権力国家思想をさらに強めていたということは、彼自身の悲劇であつたのみではなく、ドイツ国民にとつても悲劇であつたと言う他なかろう。なぜなら、このウェーバーの国民主義的国家思想の悪しき繼承者としてのヒトラーは、ウェーバー死去後十三年後にワイマール共和国を打倒して政権を掌握して、ウェーバーが夢にまで見ていたドイツ人の一大国民国家を、国内においては、自由主義、民主主義、社会民主主義を破壊し、対外的には戦争と侵略を通じて築き上げる方向へとドイツ政治の舵をとつて行つたからである。ヒトラーは、民族を人種的共同体と生物学的に狭く解釈して、こうした民族を権力によつて護持・発展させる政治組織として国民国家を捉え直し、血統共同体としてのドイツ民族に属さないと認められる他の国民を力で排除して行く政策を取つた。その結果、周知の通り、第二次大戦とユダヤ人大量虐殺という人類に対する大罪をドイツ人に犯させることになったのである。⁽²⁴⁾

顧みるなら、プレスナーが一九三五年亡命先のオランダで行つた講演『遅れてきた国民』の中で述べているように、プロイセン王国が支配する形で確立されたドイツ帝国は、国民国家へ向かう潮流の中で、何ら積極的な国家理念を打ち出すことが出来ず、帝国そのものがドイツ民族の生存にとつて不可欠であることを論拠に国家を功利主義的に正当化して行つた。そして、間もなく、帝国主義の時代に入して、ドイツ帝国は、西欧列強と対立するが、その独自性を主張するために、「西欧世界のヒューマニズム」と敵対し、自由、平等、博愛の近代民主主義政治原理という普遍主義的価値に背を向けた。⁽²⁵⁾こうして、「西欧の政治的ヒューマニズム」を敵に回して世界の中で强国の地位を確保しようとしたドイツ帝国を、ウェーバーは、ニーチェ的な「貴族主義的な個人主義者」としての知的誠実性に基づいて忠実に弁護し、そのさらなる発展を願つていたのである。そしてその主張は、当然、「形而上学的自然法」に導かれず、マキアベリを彷彿させるリアリズムに基づいて苛烈な権力闘争の中でのドイツ国民の生存を確保するための政治的処方箋として打ち

出されていたのであつた。このように、ウェーバーの国民国家觀には「遅れてきた国民」の特殊性と時代の制約性が色濃く染み込んでいるものと見られよう。

- (1) M・ウェーバー著・田中真晴訳『国民国家と経済政策』(一八九五年)、未来社、一九五八年。
- (2) 同前訳書、八六頁。
- (3) 同前訳書、二七頁—二八頁。
- (4) W・モムゼン著・安世舟・他訳『マックス・ウェーバーとドイツ政治』一八九〇—一九二〇』(一九七〇年) I、未来社、一九九三年、一一三頁。
- (5) 同前訳書、一一一頁。
- (6) 同前訳書、一一五頁。
- (7) M・ウェーバー著・林道義訳『ロシア革命論』(一九〇六年)、福村出版、一九六九年。
- (8) W・モムゼン、前掲訳書、I、一〇七頁—一〇九頁。

ウェーバーは、民族と國家の概念について定義を整理し、そして両者と國家との関係については、その主著『經濟と社會』第一部第八章「政治的共同体」の中で考察している。Wirtschaft und Gesellschaft, 5 Aufl., SS. 527-530.
- (9) E・ルナン著・鵜飼哲訳「国民とは何か?」、『批判空間』、一九九三年、No. 9、四八頁。
- (10) W・モムゼン、前掲訳書、I、一〇九頁。
- (11) 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』、有斐閣、一九五六年、一九五頁、一一一頁、一一一頁—一五六頁。木谷勤『ドイツ第一帝制史研究』、青木書店、一九七七年、一六八頁—一八五頁。
- (12) W. Carr, A History of Germany 1815-1945, 1969, pp. 203-204.
- (13) M・ウェーバー、『ロシア革命論』、一九九頁。W・モムゼン、前掲訳書、I、一一六頁—一一七頁。
- (14) W・モムゼン、前掲訳書、I、一一九頁—一一〇頁。
- (15) M・ウェーバー著・林道義訳『スマルクの外交政策と現代』(一九一五年) [中村貞一・他訳『政治論集』I、みすゞ書房]、一四四頁。
- (16) W・モムゼン、前掲訳書、I、一一〇頁—一一一頁。

- (17) 同前訳書、八八頁。
- (18) 同前訳書、九三頁。
- (19) 貞二『マックス・ヴェーバー研究』、未来社、一九七二年、第二章〔一三七頁—一四二頁〕。
- (20) W・モムゼン、前掲訳書、I、一〇四頁。
- (21) W・モムゼン、前掲訳書、II、六四六頁、六六八頁—六七六頁。
- (22) 同前訳書、五七七頁以下。
- (23) 同前訳書、五六九頁。
- (24) 二〇世紀の二〇年代から三〇年代にかけてのドイツにおいて、客観主義的国民概念が支配的になり、さらに国民概念の規定において似非科学的人種理論が支配的になると共に、文化共同体としての民族概念が血統共同体としての民族概念へと変成させられるが、その政治的含意とその帰結について論究したものとして、次のものがある。安世舟「ナチズムとヘルマン・ヘラーの悲劇——人種差別イデオロギー批判を中心として」、『情況』《特集“思想としてのナチズム”》、一九九三年五月号、三六頁—五二頁。アンソニ・D・スミス著・巣山靖司監訳『二〇世紀のナショナリズム』（一九七九年）、法律文化社、一九九五年、一二〇頁—一二八頁。
- (25) H・プレスナー著・土屋洋二訳『遅れてきた国民——ドイツ・ナショナリズムの精神史』（一九三五年）、名古屋大学出版会、一九九一年、四五頁、五一頁、五四頁、七三頁。

3 吉野作造とM・ヴェーバーの接点と両者の政治思想的座標軸のずれ

明治日本は近代的統一国家の確立の点ではドイツ帝国より数年早かつた。しかし、資本主義経済の発達や近代国家の政治制度の確立の点では大幅に遅れをとつていた。明治十四年（一八八一年）の政変で近代国家建設のモデルをプロイセン・ドイツに求めることが決定され、明治二十二年（一八八九年）、明治日本はプロイセン王国憲法をモデルとする大日本帝国憲法を発布し、ようやく政治制度面でも近代国家の確立へ向かっての大きな第一歩を踏み出した。ドイツがナチス全体主義独裁を生み出したのは、本稿の2で述べたように、ドイツの国民国家のあり方が英米仏のそれと違う特

殊性を持つていた点にその大きな要因があつたといわれている。その特殊性とは、よく「ドイツ問題」と称され、それは第二次大戦後のドイツの歴史学界で論争され続けて来たテーマである。ここで詳述しないが、ドイツ問題の本質は次の点にあつた。すなわち、ドイツ社会は本質的に封建的であつた。上からの権威主義的な国家権力による極端に早いペースでの経済の近代化によつて工業的な封建社会、権威主義的な福祉社会という変則状態が生み出され、その緊張のもたらす作用として、ドイツ・ブルジョアジーの政治的・社会的発達が遅れ、先進的国民国家の英米仏のような市民社会の発達が遅れたという点であつた。⁽¹⁾こうした内容を持つ「ドイツ問題」は多少変形した形ではあるが、敗戦までの八〇年間の日本にも存在したとみられよう。もつとも、それは、日本の場合、さらに天皇制という日本の特殊性の作用を受けて屈折した形をとつて現われたことは言うまでもない。憲法発布後、明治日本はドイツ帝国をモデルとする近代国家作りに努め、陸軍、大学、医療をはじめ殆どの分野でドイツをモデルにした近代的制度作りを精力的に進め、アジアにおける小型版「ドイツ帝国」が出現した。こうして、現象面で見るなら、ドイツ帝国で起きた出来事が数十年後に日本でもその変形された形で起こつても不思議ではなかつた。そしてこの関係は第二次大戦末期まで繰り返えされたとみても言い過ぎではなかつた。

吉野作造は明治十一年（一八七八年）生まれであるので、ウェーバーより十四歳若い。上述したように、ウェーバーは一九二〇年、五六歳でなくなつてゐる。吉野はその十三年後の一九三三年に死去してゐる。享年五十五歳であつた。明治日本とドイツ帝国との間に政治的発展の程度において十年ないしは二〇年ぐらいのタイム・ラグがあると仮定するなら、吉野はウェーバーが取り組んだ対象と大体において同じような対象を日本でも取り組んだことにならう。實際、両者の間に接点がないわけではない。しかし、吉野がウェーバーに直接に会つたとか、あるいは著作を通じて影響を受けたという痕跡はない。一九〇九年二月に吉野は東京帝国大学校法科大学助教授に就任し、翌年の一九一〇年

(明治四十三年) 四月から三年間留学を命じられ、主にドイツ・オーストリア・フランスに滞在し、在外研究を行なつてゐる。彼の日記によると、一九一〇年八月から約八ヶ月間ハイデルベルクに滞在している。ウェーバーもこの一九一〇年初めにハイデルベルク大学近くに居を構えている。狭い所なので、兩人は出合つていたのかも知れない。吉野は美濃部達吉の天皇機関説に大きな影響を与えたドイツ国家学の総決算といわれてゐる『一般国家学』(一九〇〇年)の著者のG・イエリネク教授の講義に参加したり⁽²⁾、アルフレッド・ウェーバー教授の文化社会学の講義にも参加してゐる。イエリネクは家族的付き合いをするウェーバーの親友であり、アルフレッド・ウェーバーはマックス・ウェーバーの実弟である。しかも一キロ・メートル以内の所で吉野とウェーバーの兩人が行き来していたとみられる。そうであるならば、吉野の方からウェーバーに関心を示したとしても不思議ではない。ところが、日記を見る限り、関心を示した痕跡はどこにもみられない。それは、私の推測するところによると、当時の吉野はドイツ語修得の他に、キリスト教社会運動をはじめ社会民主主義的運動に大きな関心を持つていたので、国民主主義的帝国主義や社会学には関心がなかつたようと思われ、それに起因したためであろう。またそれ以上に、ウェーバーが帝国主義時代のドイツ帝国の世界政治における権力政治的地位の確保に関心を持ち、政治の本質を権力闘争とみて、マキアベリ以上にリアリズムに徹していたのに対して、吉野は政治現象を普遍的な近代政治理念の実現過程と見る理想主義的な立場をとつており、従つて、政治の捉え方においてもウェーバーとはその座標軸では対極の立場にあつたことが大いに作用したとみられる。

一九一〇年、ドイツの左翼自由主義諸政党が合同して「進歩人民党」を創設した。その党首にウェーバーの盟友フリードリヒ・ナウマンが就任した。吉野は一九一〇年十一月九日の日記に、ドイツ人の友人から借りたベルリン案内書でナウマンの書いた政党論の紹介のところを読んだことを記録してゐるが、進歩人民党については何も言及していない。⁽⁴⁾ 日記を見る限り、この時期はベルリン滞在中とは違つてドイツ政治についての既述は皆無である。ナウマンはキリスト

教社会派の指導者であり、一九一〇年までは、彼の主導する政党（国民社会派）にはウェーバーの実弟アルフレッドも参加していた。⁽⁵⁾ この兩人はキリスト教倫理の観点から政治を捉えており、いつもリアリストのウェーバーに批判されていた。吉野がナウマンに関心を持ち、アルフレッドの講義に参加している点などから、キリスト教徒の吉野の問題関心がどこにあつたのかが推察される。ハイデルベルクの後、ドイツのあっちこっちに二年近く滞在するが、その間の吉野が関心を示した分野は大体三つある。その一つは、上述したように、キリスト教やユダヤ教の教会、そしてキリスト教関係の社会問題にかかる運動、第二は社会民主党、第三は民族問題である。この三つに共通するのは、虐げられ抑圧されているものへの関心である。キリスト教徒としての吉野の誠実さが伺われる。

一九一一年九月十七日から二十二日までの日記には、吉野は当時、オーストリアのウィーンに滞在中であったが、食糧品価格の騰貴に抗議するウィーン市民のデモとそれを警官が取締る状況についての記録があり、その中にデモ中の市民の四分の一が社会民主党員と書いてあり、他の国と違つてオーストリアには民族問題があり、それは社会民主党が解決すべき最も重要な課題である、という友人の話を紹介している。⁽⁶⁾ またウィーンではドイツ社会民主党創立者F・ラッセルの研究書を購入している点から見て、吉野の社会民主党に対する関心が並ならぬものであつたことを示している。吉野のベルリン滞在中、一九一二年一月十二日の総選挙でドイツ社会民主党は前回の選挙と比べて約二・五倍以上の議席数を獲得して帝国議会第一党へと大躍進する。吉野も、一月十一日に社会民主党の選挙演説を傍聴したこと、一月十二日には社会民主党の第一党への躍進を記録している。⁽⁷⁾ その後、婦人参政権運動の演説会にもよく出かけている。そして三月一九日にはついにナウマンの演説会に出席している。「……演説ハ雄大ニシテ巧者滿場魅セラルゝノ觀アリ……」と非常に感銘を受けた様子を伝えている。⁽⁸⁾ ドイツ社会民主党の躍進を受けて、同党と右翼ブルジョア政党の国民自由党と進歩人民党との三党連合の動きが噂されていたが、吉野は三月二〇日の日記には京大の佐々木惣一から国民自由党党

首のバッサマンの演説会があるとの話を聞き、他の約束を断わり出席する予定だったが、別のバッサマンと知り、がつかりしている様子を伝えている。⁽¹¹⁾そして三月二六日の日記には社会民主党演説会に出席し、労働者の間に政治思想が普及しているのに感心している模様を伝えている。⁽¹²⁾また民族問題については、一九一二年五月七日、シュトラスブルクに滞在していて、プロイセン直轄領のアルザス地方におけるドイツ官憲の圧政に対する抗議運動を記録している。⁽¹³⁾そして九月にはスイスのジュネーヴにあって英語教師のアイルランド人から、アイルランド独立運動は内乱へと発展するであろうという話を聞いたことを記録している。⁽¹⁴⁾

吉野は、三年間の在外研究を終えて帰国後三年経った一九一六年に民本主義を引っ提げて、周知のように、大正デモクラシー運動の理論的指導者として政治の舞台に躍り出ることになる。三年間の在外研究中の充電の成果がほとばしることになるのであるが、この在外研究期間中、吉野が何を吸収して来たのか、それを知ることは彼の国民国家観を見て行く上で重要であるので、以上、些か遠回りをしたが、彼の問題関心のあり様と、M・ウェーバーとの係わりなどを探つた。最後に、以上のまとめにもなる、在外研究中の吉野を見事に活写した牧野英一の回顧の文章を次に紹介する。

「わたくしが吉野君と最も盛んに議論をしたのは、ベルリン在学中のことであつた。ベルリンでのわれわれの仕事は、お互いの専門に属する特別の事項を除いて、やはり、社会主義と哲学とが共通の問題であつた。……社会民主党の将来といふことなどについて甚だしばしば議論をかさねた。……吉野君は……ドイツは遠からず社会民主党の天下になる……日本も早く普通選挙にならねばならぬと主張されて……それから段々キリスト教的人生觀といふやうなことに移つた。吉野君は社会主義を研究しても、カント、ヘーゲルを論じても、その上に更に宗教があり、神があるといふことを考えてあられたのである。」⁽¹⁵⁾

吉野は、M・ウェーバーとはその政治思想的座標軸を異にしているが、「遅れて來た國民」の問題を共有し、共にナ

ショナル・リベラリズムの立場に立つて、そうした問題の解決に苦闘していた。しかし吉野はキリスト教的普遍主義的理念の観点から政治を捉える理想主義的立場に立つていたために、M・ウェーバーとは第一次大戦の評価で分れ、吉野はナショナル・リベラリズムにおいてナショナリズムよりはリベラリズムを強調する方向へと大胆に進み、逆にM・ウェーバーはナショナリズムをさらに強める方向へ進んだ。こうして兩人は背中合わせのまま各自反対の方向へ顔を向け間もなく、死を迎えるのである。とはいっても、第二次大戦までの日本がドイツをモデルにしていたので、当然と言えば当然であるが、吉野は日本の国家や政治のあり方について論究した著作には必ず、ドイツのそれを挙げ、ドイツ政治の批判や評価を通じて、日本の政治を論評している。従つて、彼の国民国家観や従属民族に対する態度はドイツ帝国が彼にどのように映つていたのかを探ることによって、その輪郭を伺うことができる。次にそれを見て行きたいと思う。

- (1) K. H. Jarausch and L. E. Jones, ed., *In Search of a Liberal Germany*, 1990, p. 8.
- (2) 岩波書店版『吉野作造選集』(以下、「吉野」と略す) 13(日記)「明治40—大正2)」、一九九六年、一四五頁—一四九頁。
- (3) 同前書、一五〇頁。
- (4) 同前書、一五三頁。
- (5) W・モムゼン著・安世舟・他訳『マックス・ウェーバーとドイツ政治一八九〇—一九一〇』I、一一六頁—一三三四頁。
- (6) 『吉野』13、一三九頁—一四二頁。
- (7) 同前書、一二二八頁。
- (8) 同前書、二六六頁—一六七頁。
- (9) 同前書、二七二頁。
- (10) 同前書、二七七頁—一七八頁。
- (11) 同前書、二七八頁。
- (12) 同前書、一八〇頁。

(13) 同前書、二九六頁。

(14) 同前書、三三三頁。

(15) 飯田泰三「解説吉野作造の留学時代」、同前書、四三四頁—四三五頁。同解説は、飯田泰三『批判精神の航路—近代日本精神史の一稜線』（筑摩書房、一九九七年、一五一頁—一五二頁）にも所収されている。

4 吉野作造の国民国家観と従属民族に対する態度

吉野は、一九二〇年六月に発表した「独逸の将来を判すべき二つの觀点」の中で、ドイツ帝国についてその所感を次のように述べている。「独逸從来の政治は内政上に於ては形を保守專制にして、實質は相當に國利民福を親切に圖つたものであつた。所謂善政主義の好模範であつたと云つて可い。然るに對外政策に至つては、名実共に侵略的帝国主義を以て一貫した。之が為めに國威は張る、商權は暢びる、幼穉なる國民のヴァニティーを満足するに十分であつた。國民も亦有頂天になつて喜んだ。内政に於ては自由を唱へるものも、外政に於ては政府のやり方に反対しなかつた。之れ独逸が一般に軍國主義なりと云はる所以である。而して之は独り官僚軍閥者流の考へである許りでなく、國民全体が亦之を後援して恥ぢなかつた。そこで諸外国は独逸國民全体を嫌ふやうになつた⁽¹⁾この文章にも見られるように、吉野は、ドイツ帝国はその内政においては表面的には保守專政の面があつたが、「實際可なり民主的なものであつた⁽²⁾」と評価する。しかし、「官僚軍閥」が押し進めた帝国主義政策とそれを支持したドイツ国民については否定的に評価している。

彼は、この論文の一年前に発表した「帝国主義より國際民主主義へ」の中で、ドイツは二つ存在すると述べている。その一つは、ビスマルクとモルトケの軍國主義を受け継ぎ、「独逸國民の世界的使命は優秀なる独逸文化を世界に拡張する」ことにあるとしそべき、ドイツ文化が何でも世界最高であると自負して、侵略主義に他ならぬ帝国主義政策をとる「官僚軍閥」の支配するドイツである。吉野はこの面のドイツは大嫌いである、と述べている。そして、こうした大嫌

いなドイツが生まれたのは帝国主義的軍国主義教育の行き過ぎた帰結であると断定している。もう一つのドイツは、軍国主義と帝国主義を反省して平和を求めるドイツ社会民主党が中心となつて、カント、ゲーテのドイツ文化を発展させようとする新しいドイツである。吉野はこの新しい方向にあるドイツに期待をかけている。⁽³⁾

この吉野のドイツに対する両義的見方から推察されるように、彼は、ウェーバーの主張する国民主義的権力国家としてのドイツ帝国の側面を嫌い、それに対して「国と国との間の自由平等な関係」を打ち立てようとするウィルソン大統領の「無併合・無賠償・民族自決主義」の「三大主義」を骨子とする「国際的民主主義」を支持する新しいドイツの出現を歓迎している。⁽⁴⁾

この吉野のドイツ帝国觀は、ドイツ帝国という鏡を通して見た小型版「ドイツ帝国」とも言うべき日本帝国觀でもあつたとみられよう。大学院生の吉野が『新人』等で日本の国家のあり方についての文章を発表しはじめた一九〇五年から、その一五年後に著わした上記の論文に至るまでの殆どの著作で、吉野は絶えずドイツを引き合いに出して自分の嫌いなドイツの側面をとり上げて批判し、返えす力で同じような日本帝国の側面を批判している。本稿で吉野の国民国家觀をM・ウェーバーのそれとの比較において検討しようとした所以もここにある。ともあれ、こうした吉野の日本の国民国家のあり方に関するアプローチは、全著作活動に一貫して見られるのはいくら強調してもしあることはなかろう。

彼によると、明治日本は、一九〇五年「富国強兵」、「殖産興業」政策のかいあつて、朝鮮の支配をめぐってロシアとの戦争に勝利し、「力の自信が出来た」。それと共に、それまで日本人を苦しめていた劣等感から解放され、「強い者を呪ふと云ふ態度」から免かれた。その後、日本はすっかり「富国強兵の目的の達成」において成功したと自信を得て、それによって、「^{うねほ}自惚れに過ぎる程の自信が出来た。此点に於て恰度ビスマルクの成功が益々独逸をして侵略的軍国主義に走らじめたやうに、又成金が其成功によつて悪辣陰険な掛引を得意気に誇るやうに、富国強兵を以て益々国家政策

の動かすべからざる根底と信ずるやうになつた。此事は殊に日露戦争後我国に於て金持と軍人並びに彼等の偏見が如何に社会の上下を風靡⁽⁵⁾して居るかを觀れば深く問はずして明かであろう。」この文章は、一九二〇年に、小型版「ドイツ帝国」を追い求めて來た日本帝国の国家としてのあり方、とりわけ「富国強兵」の理想はもはや「旧時代の遺産」であると批判した論文「國家生活の一新」の中の一部である。吉野は、この論文では、いつ頃から、日本の国民国家のあり方が世界の普遍的理念に反する軍国主義、帝国主義の方向へ進んだのかを検証し、一九世紀は自由・平等の理念を本質とする民主主義の進展の時代であつたが、それが國際關係と労使關係において貫徹せず、時代の煩悶であった。しかし第一次大戦後、國際連盟の設立に象徴されるように、「國際民主主義」が國際關係にも貫徹し、さらにロシア革命の成功とドイツにおける社会民主主義政権の樹立にみられるように、民主主義が労使關係においても実現の方向へ向つていふ。こうした世界の普遍的理念の貫徹の流れから日本は孤立は許されない。従つて、日本は「國家生活」を一新させなくてはならない、と説いてゐるのである。⁽⁶⁾ このように、吉野は、一九二〇年において、明確に国内外において政治の民主的改造を痛感し、これを主張したのである。彼は、「絶えず進歩向上する動物」であるという人間觀⁽⁷⁾を持つてゐるが、彼自身もこの人間觀の通り、その国家觀を見る限り、日本の国家のあり方としてその理想を「英仏型の民主主義的の国民国家」に求め、日本をそれに近づけるべく論陣を張り続けたのであつた。

吉野は、日露戦争中の一九〇五年に、日本の国民国家のあり方について所信を披瀝した六つの論文を発表している。⁽⁸⁾ その中の「ヘーゲルの法律哲学の基礎」の中で、ヘーゲルが「個人主義的機械觀を排斥し、有機体として国家を攻察すべきことを唱導せしの一事」は政治学史上の「一大偉績」であると評価している。「木下尚江君に答ふ」の中では、國家は「一國民族の團体」であると述べている。このように、吉野は、一九〇五年の時点で、ヘーゲルの国家論の影響を受けて、国家を有機體的團体として捉えているが、しかし他方、歴史は自由の理念の展開であり、個人の自由は国家に

おいてはじめて完全に実現されるというヘーゲルの「人倫的理念の実現態」としての国家観をも受け継いでいた。⁽¹¹⁾

周知のように、ヘーゲルの国家論はプロイセン絶対主義国家を弁護したものであると言われている。確かに、ヘーゲルの国家論には国家主義的側面が際立つて見える。しかし、それには、市民社会へ向けて後進的ドイツを発展させなくてはならないというヘーゲルの強い意欲を示す別の側面が存在する。このことは忘れてはならない。ヘーゲルは、一八〇二年の『ドイツ憲法論』の中で、封建的割拠状態にある当時のドイツは国家ではないと批判し、マキアベリに学んで、文化共同体としてのドイツ民族は権力組織としての近代国家を確立する他に、その自由を獲得することはできない、と主張している。そもそも、近代民族国家の確立後にはじめて、個人はその自由を民族の一員として確保されるわけであるから、何よりも先に民族の自由が確保されなくてはならない。言うまでもなく、民族の自由は近代国家という権力組織を通じて確保されるが故に、個人の自由を実現するためにはまず初めに民族国家の確立を先に行なわなくてはならない。当時、ドイツ民族を統一する力を持つ二つの強国の内の一つのプロイセン王国がドイツ民族の近代的統一国家を確立する可能性を持つていると、ヘーゲルは考えた。そこで、この所与のプロイセン絶対主義国家を当時の支配的な政治理念であつた社会契約論的な個人主義的国家論を克服する形の有機体的国家論に拠つて弁証したのが、他ならぬ彼の國家論であった。従つて、ヘーゲルの国家論の中には、自然法的な社会契約論的個人主義が否定されているのではなく、フランス革命の恐怖政治にみられるようなその否定的側面が有機体論によつて止揚される形で含まれていた。いずれ、ドイツ民族の近代統一国家が樹立され、その保護の下で資本主義経済の発展とそれに伴つて市民社会が成熟すると共に、教育を通じて個人の能力が開発され、それによって自由と平等の理念を実現する人格を備えた市民が出現するなら、こうした市民から成る市民社会の自己支配としての立憲主義的な民主主義が確立されることを期待していたのであつた。このように、ヘーゲルは、民族という全体の自由が確立された後に、その構成員の個の市民の自由が実現されると確信

していたのである。従つて、ヘーゲルの国家論には、全体の側面を表わす国民主義的権力政治論と個の側面を表わす英仏の自由主義的理想主義が弁証法という独特な論理で統一されており、表面を見る限り、国家主義的側面が色濃く見えるが、しかしその裏には自由主義的個人主義の側面が陰されている点は忘れてはならないであろう。⁽¹³⁾

第二高等学校でアメリカ人のプロテスrant宣教師の教化でキリスト教徒となつた吉野は、ヘーゲル国家論を受容した一九〇五年の前後には、日清戦争から日露戦争へ到る間の国家主義が隆盛を極めた時代の影響下にあり、ヘーゲル國家論の中のその国家主義的側面により強く引かれ、それを受容していしたものとみられる。しかし、その後、日本帝国の朝鮮侵略や満州經營にみられる、帝国主義へと発展する国家主義には批判的になり、一九〇六年から三年間の清國滞在、そして一九一〇年からまた三年間の歐洲留学を経て、その批判をさらに強めて行くと共に、ヘーゲルの理想主義的自由主義の側面により強く傾斜して行つたのではなかろうか。民本主義を主張し始めた一九一六年に発表した「精神界の大正維新」、「国家中心主義個人中心主義、二大思潮の対立・衝突・調和」の中で、彼は、国家主義を捨て、自由主義的理想主義を主張するようになる。このような姿勢の変化は、「精神界の大正維新」の中で、日本の国民国家のあり方として英仏型を目指すべきであるという次のような主張の中に明解に読みとれるのである。「大正維新の運動、即ち憲政擁護運動」が何故に失敗したか、その理由は次の点にある。「多年独逸流の国家主義を実施したる結果、國民を軍隊視する傾ありて、個人の自然的發育を害する少なからず、想ふに或る意味に於て独逸流の應用は富國強兵の政策を行ふに頗る便利なることあるは否定す可らず、現に独逸の今日ある又我邦が近年長足の進歩を成せる、組織的国家主義に負ふ所甚だ多きは^ヌ易き道理なり、然れども現在の國難に際し英仏両國民が能く発憤興起し^ク其智力を尽して倦まざる状態を見れば個人主義亦た實に侮る可らざるを知らん、而して戰後の國情を予想せば吾人は勝敗の如何に關はらず英仏の状態が必ず大に独逸に優るものあるべきを信じて疑はず、眞の偉大なる國家は個人の上に於ても亦た偉大なる國民たらざ

る可らず、是れ吾人が国家として偉大にして国民として縮小せる我国の現状に対し一大革新の必要を唱説する所以なり。⁽¹⁴⁾ また吉野は、「国家中心主義個人中心主義 二思潮の対立・衝突・調和」という大論文の中で、ドイツ帝国と日本帝国の国民国家のあり方を象徴する「国家中心主義」を「国家を以て最高の道徳などと言い、全然人道主義を輕視」している。ともかくも、日本はヘーゲルの言う民族の自由が確保されたのだから、「翻つて国家を構成する分子即ち個人の充実、發展をも顧みて、國家の根本的隆盛を根底から作り上ぐるべき時代になつて居る。」と主張し、その将来の見通しとして次のように述べている。「軍国主義は無論盛になるだらうが、他の一面に於て人道主義も亦必ずや従来無比の勢いを以て起つて来るに相違ないと思はる。」⁽¹⁷⁾ 日本は「最も後れて居」る「個人中心主義」を発展させなければならぬ。もはや「外勢の圧迫と云ふ影法師に怖れて」「個人本位の政策を等閑に附するのは、余輩の最も反対する所である。⁽¹⁸⁾

この一九一六年に、吉野が民本主義を主張したのは、日本の国民国家のあり方が、他ならぬ個人主義に基づく国家主義の克服以外には國際社會に尊敬される国家になり得ないことを認識していたからであった。もとより、彼はヘーゲル国家論を捨てたわけではない。ヘーゲル国家論の中の国家主義から理想主義的自由主義へとその足場を変えたに過ぎないのである。それは、彼が相変わらず国家を「有機的団体」として捉えてはいるが、しかし有機體における個と全体との關係において、個の自由な發展なしには全体は存続し得ないと、むしろ個を強調するようになつてゐる次の文章の中に明確に読みとができる。「固より国家なくしては、個人の生存發達は不可能である。ヘーゲルの言つたやうに、個人は国家の中に初めて眞の人として存在し、国家の一分子として初めて、眞の意義に於ける個人は存在するのである。然し此れ丈けの説明では、国家は個人の生存發達に到底欠くことを得ざる必須の条件たることは明かであるけれども、直に個人の生存發達の終局目的なりといふ証明にはならぬ。現にヘーゲルも、個人に対しこそ国家を目的と立てたけ

れども、国家夫れ自身は決して最終の絶対的目的とは論じない。美術・哲学・宗教に対しても、国家または一つの方便に過ぎないと説いた。⁽¹⁹⁾」もうこれ以上引用するのを止めよう。

一九一八年末、ドイツ帝国は敗北し、ウイルソン大統領の理想主義的国際協調主義が国際関係を律する理念として支配的になると共に、一九二〇年以降、吉野は、ヘーゲル国家論から抜け出て、急速にリベラル・デモクラシーへと傾斜して行く。ウェーバーは一九二〇年六月死去しているので、多元的国家論を知ることはなかつた。吉野は、一九二〇年以降、ギルド社会主義やバートランド・ラッセルの個人主義的抵抗権思想やラスキの国家論を批判的に摂取して、対外的に権力組織として守られるべき民族を社会として捉え直す方向へと進み、国家を新しく発見された社会との関係の中で再検討する方向へその理論を開拓している。⁽²⁰⁾第一次大戦後の日本の資本主義経済の発展と共にいびつな形ではあつたが、一定の市民社会的なものが成立し、労使の対立ばかりでなく、多様な利益集団の噴出がみられた。吉野はそれらを踏まえて、さらなる「国家生活の一新」を目指す政治思想を構想する。しかし、一九三一年九月一八日、いわゆる「満州事変」の勃発に象徴されるように、「国家中心主義」は清算されるどころか、益々強まり、ついに「個人中心主義」を圧殺し、中国侵略から日米開戦へと日本帝国は奈落の底へと突進して行つた。そもそも、キリスト教信者の数は日本では少ない。キリスト教徒の吉野は、理想主義的自由主義の実現されている英仏型の先進民主主義的国民国家へと、日本帝国を「一新」させるべく論陣を張るが、圧倒的多数の国民は、ドイツ国民同様に国家主義的教育に毒されて、吉野の主張には耳を傾けるものは少なく、益々孤立感を深めて行く。吉野は、晩年、日本は近代国家確立の際にどこでどのように間違えて軍国主義的ドイツ帝国と同じ様な道へとつき進んで行つたのか、その過程を点検すべく明治文化の研究へ向う。この吉野の生涯は後発帝国主義的国民国家における国民主義と自由主義の結合と対立において国民主義から自由主義へと進み、ついに国民主義を清算して自由主義をさらに社会民主主義へと進めて行く英仏型デモクラットの生

き方を暗示している。その果ては戦後の日本国憲法とみてもよからう。このように、吉野の国民的自由主義は内政優位のリベラリズムであり、その延長線上に社会民主主義が望見されるものと考えられよう。ワイマール・デモクラシーを生命を賭して守ろうとして亡命先のマドリードで一九三三年十一月に客死したヘルマン・ヘラーの内政優位の国民国家論に近いとみられよう。⁽²¹⁾ それに対して、宗教的無関心のウェーバーの場合、ニーチェの影響下に普遍的理念を信ぜず、ひたすらドイツ帝国の世界におけるその権力政治的地位の確保と強化のみを最高の価値とみて、国民国家を対外的に強くするために国民の総力を結集し、それを対外的に示すことのできる国内政治の民主化、つまり自由主義的政治改革を主張し、その結果、リベラリズムは国民主義、その墮落した形態としての国家主義の中へと吸収されていったとみられよう。

では、ウェーバーとはこのようにその政治思想的座標軸を異にした吉野は、従属民族に対しては、ウェーバーとは本質的に異なる態度を示したのであろうか。松尾尊兌氏によると、一九〇五年の時点では、吉野は、朝鮮の植民地化の動きを「外来の支配者李王朝の圧政に苦しむ日本の同人種たる朝鮮下層民を救済する」ためと称して、朝鮮併合を主張する友人の小山東助の主張に同調していたという。⁽²²⁾ しかし、彼の国家観においてドイツ的国家主義からイギリス的リベラリズムへの大きな転換を画することになる一九一六年を境に、彼の従属民族に対する態度においても変化がみられる。吉野はハイデルベルク滞在中の一九一〇年八月二十六日付の日記に、日本の朝鮮併合を新聞で知ったと記録している。

八月三〇日の日記には「新聞ノ所報ニ依レバ愈昨日日韓併合ノ条約公ニセラレタリト云フ 日本皇帝ハ特ニ勅諭ヲ発シ韓人ニ特赦ヲ命ジ減税ヲ約セリト伝フ」と何ら感慨を混えず記している。本稿の3で述べたように、吉野は欧洲滞在中、オーストリアの民族問題やアルザス問題、アイルランド問題等に関心を示しているにもかかわらず、日韓併合に関して何ら感情的反応を示していない。それは、彼が一九〇五年時点より友人の小山東助の朝鮮併合論に同調していて、その

態度をそのまま持ち続けていたので、日韓併合を当然とみなした上で、民族問題は日本帝国の存続のためにどのように取り扱うべきかという国家主義的立場から歐州諸国の民族問題の取り扱いに関心を示していたものとみられよう。この推測は、一九一六年の論文「国家中心主義個人中心主義二思潮の対立・衝突・調和」の中で読みとることができる。

彼によると、「露西亞に於けるフィンランド問題、独逸に於けるボーランド問題の如きは、それぞれ民族的自由の主張によつて国家の統一政策を煩はして居る例であり……同じような問題は近く日本に於ても朝鮮との間に起ると思ふのであるが、我々は日本帝国の立場から、朝鮮によつて統一的結束の累せらるゝことを欲せざると共に、又朝鮮人の自由開発の要求に向つても、大に之を聴容する寛量を示さなければならぬと信ずるものである。⁽²⁴⁾」

松尾氏によると、一九一六年三月二十七日東京を出発し、吉野は、満州、朝鮮を歴訪した後に、朝鮮人に対する彼の態度に変化が表われた⁽²⁵⁾といふ。彼は一九一六年に発表した「満韓を視察して」の結語のところで、次のように述べている。「凡そ植民地經營に成功するものは、一視同仁殆んど国籍の差別を忘れて心掛がなければならない。……然しごくも海外發展に成功するを以て、帝国将来の必要の国定なりとする以上、彼我の區別を忘るゝまでに公正なる態度に出るといふことは極めて必要であると信ずる」。日本帝国は植民地經營を成功させるためには、これまでとつて來た專制的・強圧的同化政策はその目的を裏切る結果を生んでいるので、もつと公正に従属民を取り扱えと批判しているのである。

この時点の吉野はまだ朝鮮の従属化を当然とみている。しかし、一九一八年、ウイルソン大統領の講和の「三大主義」が知れ渡るようになるが、上述したように、吉野はそれを國際關係における民主主義の進展として捉え、ウイルソンの主張する民族自決主義を受容する。それと共に、吉野の朝鮮に対する態度においても当然変化が起こる。一九一八年十月の「朝鮮統治策」では、「今度の戦争によつてあらわれた民族主義の潮流の如何に大なるかを觀ても察せらるゝではないか」と、一応、近い将来、朝鮮問題が内政上の最も重大なる問題として提起されることを前提にして「『五十年後

であるか或は百年後であるかは分らないが、為政者は之を善導する事によつて、将来朝鮮をして完全なる自治植民地の程度にまで進歩せしむることを要する……鮮人の文化の漸次進歩するに伴ひ、或程度まで彼等に自治を許して彼等をして朝鮮内地の政治に参加せしめる』ことを要する」という京都大学の山本義越(27)乃教授の主張を支持する、と述べている。

顧みるなら、ウイルソン大統領の民族自決主義の主張は、日本帝国の專制的・強圧的抑圧の下で苦しんでいた朝鮮民族にとつて福音であったことは言うまでもない。それが朝鮮の知識人の間に伝わるや、ウイルソン大統領の主張を支持する示威運動が一九一九年三月一日、朝鮮全土に勃発した。「三一運動」である。日本の官憲はそれを仮借なく弾圧した。ところが、日本帝国はパリ講和会議に「人種差別撤廃案」を提案した。こうした日本帝国の二枚舌的行動を恥じた吉野は、この案を「自己」の反省を欠く、而して利己的動機に基く怨言としては何の道徳的權威を認め難い(28)」と批判し、日本は人種差別撤廃運動を「全然利己的動機を離れて民族關係に於ける正義の眞の要求として」唱えよう。また朝鮮に対して差別的待遇を撤廃せよ、と主張した。⁽²⁹⁾そして、一九二〇年の「朝鮮青年会問題」の中で、「三一運動」に立ち上った者は「不逞呼ばり」され、「道徳上の破廉恥漢」扱いされているが、それは「偏狭な国家主義者」の主張であり、その主張は「低級なる国家主義」の表われである。「三一運動」に立ち上った者は「國家の上に國家を指導すべき一段と高い原理に拠つて立たんとして居る」。それ故に「我々は彼等の主張と運動と、就中其の最も純真なる主張と運動とに対しても、漫然不逞呼ばりせず、道徳上多少尊敬すべきものを認めて、先ず相当の敬意を之に払ふという雅量を持ちたいと思う。其の上で始めて我々は彼等と対等に立ち、対策の武器を以て、東洋の対局の為めに問題の根本的解決を相談することができる(30)のである」と述べている。ところで、その後、彼の朝鮮についての態度はどのように変わつて行つたのだろうか。吉野は、日本は同化政策を止めて、「國際民主主義」の一つの民族自決主義を朝鮮においても認めるべきであるという立場へと進んで行く。それを「朝鮮放棄論」であると批判された吉野は、それに対して「朝鮮統治策に

関して丸山君に答ふ」の中で、自分の立場は「形式的に棄てる」が「実質的に堅く結ぶの端緒である、もつと高い道徳上の立場で彼等と結ぶ事を根本の理想とする」として、その理想は「日鮮融合提携を以つて東洋平和の根軸であり、又日本の対東洋策の根蒂である」と述べている。⁽³¹⁾ この吉野の主張にみられるように、彼は、「東洋の大地には到る所に横行して居る」日本帝国の「軍国主義、武断的專制主義は共同の害悪」⁽³²⁾として認め、それを批判し、また「国防本位の統治主義」は「根本的に誤つて居るから、今日の統治上の失敗は謂はば国防という当初の目的を裏切る事実となつて表はれたものである」と、国防上の必要上、朝鮮との提携は必要であるが、それまでの「提携」の仕方が良くなないと批判しているが、しかし朝鮮民族の完全なる独立までも承認する立場へとは進んではないのである。それまでの朝鮮統治は国防上の観点から逆効果であつたという主張を開いた一九二一年の「外交上に於ける日本の苦境」には、一八九五年のドイツのボーランド人問題を解決するためにプロイセンが断行した「内地植民」の失敗を例にあげ、日本は朝鮮において同じような失敗を犯したと批判しているが、この時点での吉野の朝鮮に対する態度は、ウェーバーのボーランド人に對する態度とその考え方の基本において殆ど変わらないといえよう。

では、吉野は、朝鮮との眞の提携をどのように実現しようと考えていたのであらうか。彼は、一九二一年の「愛蘭問題の世界的重要意義」の中で、シン・フェーン党のアイルランドの完全独立を主張する極端な民族自決ではなく、英連邦内の自由なる独立国家になる妥協案の方が妥当である、と述べており、その際、「朝鮮に於いて同じ様な問題を有つて居る我々に向つて大いなる教訓を与ふるもの」として、アイルランド問題の妥協的解決から日本は教訓をくみとるべき⁽³³⁾、と主張している。このような主張から推測するなら、吉野は、将来、朝鮮人において「自由の理念」が展開し、文化の進展がみられる場合、日本帝国を連邦国家に変え、その中へ朝鮮を組み入れることを構想していたのではないかと思われる。この点、ウェーバーの一九〇五年以降のボーランド問題に對する態度に近いとみてよからう。

最後に、吉野の朝鮮に対する態度を占なう鍵は、民族と国家の結びつき方に関する彼の考え方の中に見出すことがで
きるのではないかと思う。彼は、その晩年の著作『現代政治思潮』の中で次のように彼の民族と国家の関係に関する考
え方を示している。「第十九世紀は民族國家主義旺盛の時代であった。……第一は同一民族の集団と云ふことが我々の
社会的生活を繁栄せしむるに最好適の地盤なるを教へたことである。その最好適といふのは時處を離れても云ひ得るの
か、又は其頃の歐洲の天地が恰度さう云ふ状況に在つたと云ふべき「な」のか、其辺のことはどうでもいい、兎に角民
族を基礎とした国家はどん／＼発展し、さうでないものも又皆その方面に改革整理を要求するの運動が起り、その運動
の成否又はその成功的程度が概してその国運の盛衰を決めることになつて往つた。第二は民族主義を中心とすることに
依て落ち着いた国家の権力は、その地位を自覚したと云はうか、漸くその絶対最高の立場を要求することになり、以て
所謂権力の統一をもたらしたことである。従来でも国家の権力は相当に強かつた。けれども前代の情勢によりその内部
には仍ほ各種の権力的小中心を包蔵して居つた。それが巧みに國權と矛盾せぬ様に運用されて居ることもあれば、露骨
に衝突することもある。この事はなほ後に説くが、要するに之等の障礙を排し國權が唯一最高の客観的支配力として
君臨することに成功したのは、何と謂つても十九世紀の仕事と謂はねばならぬ。

我が日本は遅ればせに近代国家の仲間入りをしたものだけれども、幸に民族は昔から大体純一であり、それに島国な
ので種族関係の紛更される心配はない、其上に皇室のお蔭で権力の統一も易々と行はれた。だから政治の問題も本来少
くとも之等の点に付ては他の国々よりも遙に簡単なわけである。外の国になるとさうは行かぬ。例へば支那にした所が、
西藏の奥や蒙古の奥などは本当に北京や南京の中央勢力と有機的関係に立つて居るのやら又立ち得るものなのやら分ら
ない。ヨーロッパの国々になると、種々の理由から、形式上打ち樹てられた中央の権力をば内部から打ち壊さうとする運動
さへが沢山ある。現代の国家といへば何処も皆日本の様なものと考へてはいけない。⁽³⁶⁾ 以上のような、民族国家のあり

方としての日本帝国についての吉野の分析には、注目すべき点が二つある。一つは、日本帝国はヨーロッパの国々と違つて、近代民族国家確立過程において教会権力、領主権力、少数民族など統一にとつて障害となる中間団体が存在せず、また島国と皇室のお蔭で統一がたやすく成就されたという認識、もう一つは「民族を基礎とした国家」の権力は最高最強であるという認識である。歐州に存在する国民国家の確立過程とは文化面からみると、国家民族が他の民族を国家権力によつて強制的に同化させて行つた過程に他ならない。吉野はそれを当然と考えている。日本では、「民族は昔から大体純一」であり、従つて統一に対する障害はないことを日本の特色とみている。この吉野の民族国家としての日本帝国觀には、日本が台灣と朝鮮において同化政策を強行している事実が眼中には入つていないとみられる。この文は一九二九年のものである。帝国主義国家は、まず初めに、国民国家ないしは民族国家として成立する際に、国家民族がその文化をその支配下の他の民族や階級に強制する同化政策を実行して、一つの文化共同体を作り上げ、その後に、その同じ同化政策を従属民族にまで拡大して行くのが通例である。その際、従属民族が野蛮な状態にあるので、それから文明状態へ善導するという口実の下で、同化政策が多くの場合、専制的・強圧的に遂行される。日本帝国は、朝鮮の場合、この帝国主義国家の道を歩んでいる。一九一九年の「三一運動」まで、日本の同化政策は「武断政治」といわれるぐらいた制的・強圧的なものであった。それは、「三一運動」後、「文化政治」に変わつたが、その本質は変わつていない。

それは、太平洋戦争に突入した後は、再び暴力化し、文化共同体としての朝鮮民族の抹殺へと突き進んで行つた。吉野は、「武断政治」的同化政策を批判し反対したが、「文化政治」については反対していない。彼は、五〇年か百年が経つて、「人道主義的」な同化政策が成功し、朝鮮民族が野蛮な状態から文明状態へと進歩した時、日本帝国のヘゲモニーの下で独立自治国になることを認めてよいと考えていたようである。この点は、やはり戦間期の日本のキリスト教的自由主義者の限界であつたのも知れない。これは吉野の限界というより、時代制約性のいたらしめるところではない

かと思う。なぜなら、吉野が政治思想の面で辿りついた社会民主主義右派の理論的代弁者のベルンシュタインも、低い文明を持つ人種に対する高い文明を持つ人種の同化政策を「文明の権利」とみなし、植民地獲得を是認し、重要なことは植民地經營の方法であり、それは人道に適つたものでなくてはならない⁽³⁷⁾、と主張しているからである。吉野の場合もそうであるように、第二次大戦終了まで、右翼社会民主主義者も、従属民族に対する同化政策を、その方法が「人道」に適つているとみなされた場合、野蛮状態にある者を文明状態へ善導するという口実の下で支持していたのである。吉野の場合、内政面では、民主主義理念の実現を深化させて、ついに社会民主主義へと到るのであるが、しかし「国防上の観点」から「民族」国家の存続を念頭に置いて、従属民族に対するは、右翼社会民主主義者の限界を越えることはなかつた。つまり、内では社会民主主義で、外ではソフトな帝国主義に終始したことになったといえよう。⁽³⁸⁾

- (1) 吉野作造「独逸の将来を判ずべき二つの觀点」(一九二〇年)、『吉野』6、(大戦後の国際政治)、一〇五頁。
- (2) 吉野作造「独逸反動革命の觀察」(一九二〇年)、『吉野』6、九八頁。
- (3) 吉野作造「帝国主義より國際民主主義へ」(一九一九年)、『吉野』6、六六頁—六七頁。
- (4) 同前論文、六九頁—七〇頁。
- (5) 吉野作造「國家生活の一新」(一九二〇年)、『吉野』1(政治と國家)、一九四頁—一九五頁。
- (6) 同前論文、二二二頁—二三四頁。
- (7) 吉野作造「現代政治思潮」(一九二九年)、『吉野』1、三二二頁。
- (8) 吉野作造「本邦立憲政治の現状」、「ヘーゲルの法律哲学の基礎」、「國家魂とは何ぞや」、「木下尚江君に答ふ」、「平民社の国家觀」、「國家權力」と「主權」との觀念に就て」(一九〇五年)、『吉野』1、三頁—六九頁。
- (9) 吉野作造「ヘーゲルの法律哲学の基礎」、『吉野』1、七六頁。
- (10) 吉野作造「木下尚江君に答ふ」、『吉野』1、八一頁。
- (11) 吉野作造「ヘーゲルの法律哲学の基礎」、『吉野』1、七四頁—七五頁。

- (12) ヘーゲル著・金子武蔵訳「ドイツ憲法論、序論」、『政治論文集』上、岩波書店、一九六七年、四一頁。
- H・ヘラー著・安世舟訳『ドイツ現代政治思想史』、一五七頁一一六〇頁。
- (13) 吉野作造「精神界の大正維新」(一九一六年)、『吉野』1、一一四頁一一五頁。
- (14) 吉野作造「国家中心主義個人中心主義」二思潮の対立・衝突・調和」(一九一六年)、『吉野』1、一四五頁。
- (15) 同前論文、一四六頁。
- (16) 同前論文、一五七頁。
- (17) 同前論文、一五八頁。
- (18) 同前論文、一四五頁。
- (19) 同前論文、一三六頁。
- (20) 飯田泰三「吉野作造——“ナショナルデモクラット”と「社会の発見」」、小松・田中共編『日本の国家思想』、青木書店、一九八〇年、二〇頁一二三頁、二七頁、四一頁一五五頁。同論文は飯田泰三『批判精神の航跡』に所収されている。
- (21) 安世舟「ヘルマン・ヘラーにおけるドイツ国民國家論再構成の試圖(1)」、『大東法学』(第二号、一九七五年二月)、八〇頁。
- (22) 松尾尊児〈解説〉「吉野作造の朝鮮論」、『吉野』9(朝鮮論付中国論三)、三八〇頁。松尾尊児『大正デモクラシーの群像』、岩波書店、一九九〇年、一九九頁。
- (23) 吉野作造「日記「明治40—大正2」」、『吉野』13、一一八頁一一九頁。
- (24) 吉野作造「国家中心主義個人中心主義」二思潮の対立・衝突・調和」、『吉野』1、一三四頁。
- (25) 松尾尊児〈解説〉「吉野作造の朝鮮論」、『吉野』9、三八〇頁。
- (26) 吉野作造「滿韓を視察して」(一九一六年)、『吉野』9、四九頁。
- (27) 吉野作造「朝鮮統治策」(一九一八年)、『吉野』9、五〇頁一五一頁。
- (28) 吉野作造「人種的差別撤廃運動者に与ふ」(一九一九年)、『吉野』6(大戦後の国際政治)、二七頁。
- (29) 同前論文、二九頁一三〇頁。
- (30) 吉野作造「朝鮮青年会問題」(一九二〇年)、『吉野』9、一三四頁一一三五頁。
- (31) 吉野作造「朝鮮統治策に関する丸山君に答ふ」(一九二〇年)、『吉野』9、一四八頁一一四九頁。
- (32) 吉野作造「支那朝鮮基督教徒の大会不参加」、『吉野』9、一五五頁。
- (33) 吉野作造「外交上に於ける日本の苦境」、『吉野』9、一五八頁。
- (34) 吉野作造「愛蘭問題の世界的重要意義」(一九二一年)、『吉野』6、二二二頁一二一四頁。
- (35) 吉野作造「現代政治思潮」、『吉野』1、三〇三頁一三〇四頁。
- (36) 吉野作造「現代政治思潮」、『吉野』1、三〇三頁一三〇四頁。

(37) E・ベルンシュタイン著・戸原四郎訳『社会主義の前提と社会民主党の任務』(一八九九年)、河出書房新社、一九六〇年、一七五頁。安世舟『ドイツ社会民主党序説』、御茶の水書房、一九七三年、一七八頁一一七四頁。

(38) 吉野の朝鮮民族に対する態度についての評価をめぐる解釈については、中塚明『近代日本の朝鮮認識』(研文出版、一九九三年)の第五章「朝鮮の民族解放と大正デモクラシー」に詳しい紹介がある。

5 おわりに

近代国民国家の指導階級はブルジョアジーであり、その政治理念は自由主義である。先進的国民国家の場合、ブルジョアジーの支配する市民社会は、外から見ると、独自の文化共同体としての民族に見える。しかし、その民族は自由主義的政治理念によつて構成されているために、この民族の支配する近代的国民国家の確立は、民主主義の確立であると同時に、民族が国民に転成する国民主義の成立過程でもある。もつとも、この過程は、民主主義革命がドラステイックに遂行されたために、近代国民国家を成り立たせるその構成原理のデモクラシーとナショナリズムの二つの契機の内、デモクラシーの側面のみが際立つて見えて、往々にしてナショナリズムの側面は蔭に隠れて見えないものである。さらに、国際連帯主義を唱える労働者階級の台頭と共に、民主主義原理の政治的領域から社会・経済的領域への拡大の側面が強まるごとに、ナショナリズムは表面的には殆ど見えなくなってしまう。従つて、国民国家が政治的・経済的に順調に発展し、その結果、大多数の国民の多様な要求が充足され、さらに国民国家の対外的膨張としての帝国主義政策の遂行が順調に進んでいる限り、国内において民族問題は現われて来ないのである。

とは言つても、後発帝国主義的国民国家の場合は言うに及ばず、先進的国民国家の場合においても、民族問題はないわけではなく、政治水面下に深く押し込められている場合が多いのである。というのは、それは次のような理由からである。先進的国民国家の前身は絶対主義国家である。この絶対主義国家において、国家・民族は他の弱小民族を征服ない

しは支配して、彼らに自己の文化を押しつける同化政策を強行し、その結果生まれたのが国民の前提となつた民族である。フランスの場合、その過程は約二〇〇年かかったといわれている。ともあれ、この民族の中身を分析して見ると、同化政策が成功している場合、国家民族の文化を支配的なものとした文化共同体ができ上り、一つの民族が形成される。そしてこの民族が政治的に自由主義的に構成されたのが市民社会である。この過程が極限状態にまで進んだ後は、民主主義革命を通じて民族が国民に転成した場合、先進的国民国家が誕生する。そしてこの国民国家が将来危機に陥つても、いわゆる民族問題は発生しない。ところが、国家民族が中心となつて進めた同化政策がまだなお進行中であるか、あるいはそれが成功せず、ある程度進んだところで、国家民族が中心となつて国民へと転成して、国民国家が成立した場合、将来、国家の危機の際、時として民族問題が発生する場合が多い。その例が、過去のイギリスのアイルランド問題であり、現在の北アイルランド問題やそれほど過激ではないがスコットランド問題である。またその例は、フランスにもみられる。またアメリカでも流入した移民が国家民族であるアングロ・サクソン民族の文化を疑うことなく自発的に受容して同化している限り、民族問題は起きない。上からの同化政策が放棄されるか、あるいは流入する移民が同化を拒否した場合、国民国家は危機に陥るであろう。その場合、国民の基本的アイデンティティの基礎をいわゆる国家民族の文化の他に求めるか、さもなければ、再び同化政策を強行しない限り、その国民国家は崩壊するであろう。こういう國家の場合、自由、平等、人権の尊重など普遍的政治理念の実現を目指に国家が運営され、従つて、国民のアイデンティティの基礎が国家民族の文化やその他の文化的要因ではなく、国家がその実現を目指す普遍的な政治理念であるような政治的運命共同体へと国民が転成するなら、国家の危機は克服されることになろう。国民のアイデンティティの主観かつ基本的な基礎を人類の普遍的理念に置くような方向へ国家が運営されるなら、文化多元主義、言語多元主義がとられたとしても、国民国家としてさらなる発展を遂げて行くことであろうし、今日のように、経済と情報の国際化が進

んでいる場合、それは普遍的理念を共有する他の国民国家との連合ないしは連邦へと進んで行くことであろう。

この傾向は二十一世紀において先進的国民国家において益々強まって行くものと予想される。この流れは、国民概念の定義においては、客観主義から主観主義への変化とみられるが、主観主義の中でも二つの傾向があつて、上述したように、マックス・ウェーバーの目指すところの、国民のアイデンティティの基礎を「自国の権力政治的な運命への自觉的参加」という意味での政治的運命共同体意識ではなく、それとは反対の普遍的政治理念を共有し、それを実現する政治的運命共同体意識の方向である。

一方、ドイツのような後発国民国家の場合、半封建的な大土地所有階級が国家民族となつて、その文化を他の階級や従属民族に拡大する同化政策が完了せず、なお継続中であるために、先進的国民国家に見られるような、民族イコール国民という形の国民国家にはなつていなかつた。さらに、支配階級の一角に入り込むことに成功した大ブルジョアジーは、一八八〇年代以降、大土地を購入して自ら大土地所有階級になつて貴族の称号を身につける「半封建化」現象がドイツで起つた。⁽¹⁾ こうして国家民族の半封建的な軍国主義文化によつて他の階級の人々が同化させられて行く過程で、国粹的ナショナリズムがその際のイデオロギーとして作用したことは注目してもよい。従つて、後発国民国家の場合、国民はその内部に差別を孕み、さらに国家民族の文化に同化させられることに反撲する者を内に抱え込んだ脆弱な「文化共同体」であつたといえよう。それ故に、言語とか人種的特徴とかいう標識によつて、その優越意識を抱く国家民族やそれに同化したものに、国家はその基礎を置くために、国民を統合する原理は、民主主義や自由主義という普遍的な政治原理ではなく、そしてそれら原理と切り離された国粹主義的、民族排外主義的、人種差別主義的なナショナリズムであった。その上、帝国主義的強国による世界の分割が開始され始めた時期に、國際政治上の権力政治の論理から後発国が国民国家を確立して行かざるを得なかつたという「外政優位」という要因が作用して、ナショナリズムは国権主義、

国家主義、軍国主義、帝国主義の形態をとることになった。ウェーバーも吉野も、後発国の国民国家の問題性を孕む自國をイギリス型の先進的国民国家へ向けて改革して行くことになつて、後発国の問題性を克服すべく、各々その政治理論の構築を企てた。ウェーバーの場合、生涯、自國の国際政治上の権力政治的地位の確保と發展を最高の政治的価値に定めて、その価値の実現のために、国内の自由主義的な政治改革と、従属民族のポーランド人には初めは文化的自治、そして次に民族的自治を認める第一次大戦処理に際しての「中欧」帝国の再編を主張した。それに対して、国民国家のあり方についての考え方として、初めはウェーバーと殆ど変わなかつた吉野は、ウェーバーと異なる政治思想的座標軸を持つていたために、民主主義理念の国内ばかりでなく、国際関係における実現を歴史の必然的展開とみなす理想主義的自由主義を確信するにつれて、国家主義と軍国主義を批判し、国内の自由主義的政治改革と、国際協調主義を主張し、従つて、第一次大戦の評価とその戦後処理についてはウェーバーとは正反対の方向へとその思想を発展させて行つた。しかし、従属民族に対する態度に関しては、国際協調主義を主張しながらも、国民国家としての日本帝国の存続という「国防上の必要」から朝鮮民族に対しては民族的自治を認めるが、しかしその完全な独立は、朝鮮民族が文明状態に達する五〇年か百年先に与えるべきであり、その際も、日本帝国のヘゲモニー下の連邦の中での独立という条件付きの考えを抱いていた。この点、帝国主義的な国民自由主義者のウェーバーとは大差はない。

以上、ウェーバーと吉野の国民国家観と彼らの従属民族に対する態度を比較検討することで、ドイツや日本のような後発国民国家に非常に明確な形で見られる民族と国家の関係についてある程度照明を当てることができた。この比較検討から、二十一世紀における民族と国家のあり方に関して、われわれが得られる知見は次のような点ではないかと思われる。まず第一に、経済と情報の国際化が一層進んで行くなら、民族と国家の関係の点では、三つの方向へ進む可能性が予測される。一つは、国民国家を構成する各個人が多様な国際的ネットワークを作つて自己完成に努めることになり、

そのアイデンティティの基礎を文化共同体としての民族ではなく、普遍的な政治理念に求めることになり、国民国家の存在意識はうすれ、その終焉の方向へ進むであろう。⁽²⁾もう一つの方向は、流入した移民が居住地の文化を受け入れず、彼ら自身の文化をかたくなに守り、さらにグローバル経済の論理からしてその数が増大の一途を辿り、彼らのゲット地区が拡大し始めた場合、経済的先進国の国家民族のナショナリズムを覚醒させることになり、文化の衝突が人種差別主義的なナショナリズムを呼び起こすこともあり得よう。⁽³⁾極端な場合、ナチス的なものの復活もあり得よう。

最後は、民族自決主義におられて、国民国家形成中か、あるいはまだ民族にも成長していない人種集団（エスニ⁽¹⁾）が集まって即席の国家を形成中である地域では、各種のエスニーが権力によつてその独自性を確保し、発展させようとする動きを強めることは必至であろう。経済と情報の国際化は、B・アンダーソンのいう「遠隔地ナショナリズム」⁽⁴⁾を生み出しているが、世界に分散して住んでいる同じエスニーがその帰属意識を持つ出身地域の「国民国家」化の闘争に参加する場合、彼らが、科学技術の高度な発達の結果利用可能となつた巨大な破壊力を持つ小型兵器を用いないとは限らないであろう。その最悪の事態は内戦と世界各地でのテロということになろう。それに、もし利害関係を持つ大国の介入があつたなら、世界の平和は擾乱されることであろう。そうであるなら、世界平和のためにも、各エスニーの共存が可能な世界秩序の確立が要請されるであろう。⁽⁵⁾

そうした世界秩序の確立の要請は、国民国家の終焉が予想される先進的国民国家でも起こつて来よう。というのは、国境を超えたさまざまのネットワーク間の利害対立を調整したり、また地球が一つの巨大社会となるであろうから、世界の市民社会の総括機能を担う何らかの政治組織が必要となるであろうからである。いずれにせよ、各民族がその独自の存在を守り、発展させるための権力組織を持とうとする動きは、立憲主義な公正な国際社会が確立されない限り、根強く残り続けるであろうが、各民族やエスニーの共存を可能にする世界秩序が実現されるなら、民族と国家の結び付き

は弱まり、国民国家は終焉を迎えるであらう。

- (1) 大野英二『ドイツ資本主義論』、未来社、一九六五年、四〇八—四〇八頁。安世舟『ドイツ社会民主党史序説』、七四頁。H. Grebing, *Geschichte der deutschen Parteien*, 1962, SS. 55–58.
- (2) ダローベル・システムをローカル・イニシアティヴに基いて形成されるリージョナル・ネットワーク化の観点から捉えた研究として次のものがある。藪野祐三『先進社会の国際環境』〔1〕——ローカル・イニシアティヴの創造』、法律文化社、一九九五年。
- (3) ハンチントンは、イデオロギー対立を中心に展開された冷戦終焉後、国際紛争はイデオロギーの対立ではなく、文明の対立・衝突になるであろうと主張し、論争が続いている。S.・バンチントン「文明の衝突」、『中央公論』、一九九三年八月号、同「《文明の衝突》批判に応える」、『中央公論』、一九九三年一一月号。なお、ハンチントンの上記の論文を含めて、それと関連する諸論稿がまとめられて、下記の著作となつて公刊されている。The Clash of Civilization and the Remaking of World Order, 1996.
- (4) B・アンダーソン「〈遠隔地ナショナリズム〉の出現」、『世界』、一九九三年九月号、一八九頁—一九〇頁。
- (5) 武者小路公秀『転換期の国際政治』、岩波新書、一九九六年、一一九頁—一二四頁。

〔本稿の2の部分は、田中・和田共編『民族と国家の国際比較研究』（未来社、一九九七年十月）に寄稿した拙稿〔第七章「後発帝国主義的国民国家における民族と国家——M・ウェーバーの国民概念の変遷を手掛りに——〕と重複するところがあるので、お断わりしておきたい。なお、本稿は科学研究費研究助成費に基づく研究成果の一部である。〕